

HAND IN HAND

はんど いん はんど

◆きんもくせい（きんもくせい）の季節はあつというまに終り、秋も深まってまいりました。皆様お元気でおくらしですか。手書きの良さを支持してくださる方も多かったので、こわごわ出した30号でしたが、さつそくお手紙やお電話をいただき、おおむね好評だったようで胸をなでおろしました。

◆前号から「家計簿公開」が始まりました。なぜ始めたかという、離婚した母子家庭の実情を把握したいからです。といいますのも、既に27号でご報告したように、児童扶養手当が削減されそうな動きが強いのです。削減理由として児童福祉問題懇談会はその中間報告（S.58.8.11）で大きく次の2点をあげています。①婦人の職場進出等就労の機会の増大、保育所等社会福祉施設の整備に伴う子育て環境の改善等が図られてきている。②福祉政策は、国民の自立、自助を基本において進めるべきである。

◆確かに制度発足時（昭和37年）に比べれば婦人の就労の機会は増えています。しかし、自立、自助ができるほど恵まれた就労の機会は増えていません。夫の扶養控除額以内におさえられたパートタイムの仕事で、離婚後の子供との生活を支えられるわけがありません。離婚した女性たちはみな、自立と自助を望んでいます。30歳以上の女性にとって中途採用の道は厳しく、安定した正社員の仕事に就ける幸運にはほとんど出会えません。

◆離婚した女性たちは、心ならずも児童扶養手当に頼らざるをえない生活を強いられているわけです。それを調査もせず削減しようとしている厚生省に対し、微力ながら実情調査をして反対したいと思っています。皆さんも家計簿公開にぜひご協力ください。

円 より子

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばのひとつの出来事。新たな旅立をした女たちはいま手をとりあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの、ハンド・イン・ハンドは流木である。



発行日] 1983年11月10日
〔発行所〕現代家族問題研究所
東京都渋谷区神宮前3-33-2 202
TEL 03(402)7354
〔発行人〕円 ^{まか}より子
〔編集人〕ミヤジマ マサコ

離婚女性の生活と年金

小野田 満雄

「老人問題は、とりわけ婦人問題である」といわれるまでもなく、私たちは自分の老後に無関心ではられません。一方で年金時代とさわがれながらも、現行の年金制度の中では、離婚した妻は何ももらえないという不公平な扱いをうけています。そこでニコニコ離婚講座では、年金、福祉問題に精通する読売新聞婦人部の小野田さんをお招きし、お話をうかがいました。

離婚女性は無年金

日本の公的年金制度は、そもそも男性中心の社会を前提に作られたものです。女性は夫の年金の力サの下に保護される——老後は夫の年金で扶養され、夫が亡くなった後は遺族年金で暮らすということなのです。

ところがいったん離婚して夫との縁が切れると、同時に夫の年金とも縁が切れてしまい無年金となってしまうのです。

欧米では、離婚の際に妻は夫の年金権の半分をもらえる制度や、フランスのように、前夫が死んだ時、離婚した妻と後妻とが夫の遺族年金を結婚年数に比例して分け



る制度などがありますが、わが国の年金制度は、離婚した無職の妻にとつては一番不利なシステムだといえるでしょう。

とすると離婚時に仕事をもち被用者年金に加入している妻は問題

ありませんが、サラリーマンの場合、国民年金に任意加入して保険料をキチンと支払っておくことが最上の方法でしょう。

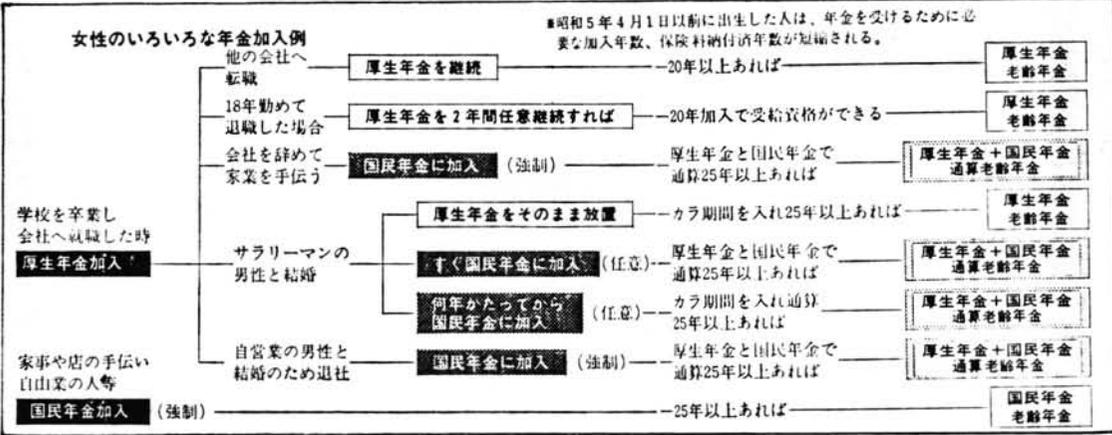
離婚後動めに出なければ、そのまま任意加入が強制加入にかわるだけですし、自営業の妻の場合、離婚後も何らかの自営業を続けるのであれば、そのまま国民年金の強制加入が継続します。

また結婚前に厚生年金に加入していた期間、サラリーマンの妻としてどの年金にも加入しなかった期間（カラ期間）もすべて年金受給の資格期間として合算できます。

自分の年金歴がわかりますか

離婚した時点で自分の年金歴を検討し、あとの年金を何年かければよいのかをまず検討してください。（下図参照）

また老後の生活基盤は大きく分けると①公的保障②企業保障③個人保障の三本柱となりますが、中でも最も頼りになるはずの「公的保障」の将来も必ずしも楽観できないとすれば、ある程度は自助努力でのカバーも必要でしょう。



「女性と財産分与」 ②

弁護士 金住典子

民法は夫婦財産制について、大別して二つの制度を置いています。一つは、夫婦財産契約。もう一つは、法定財産制です。

夫婦財産契約については、「夫婦が、婚姻の届出前にその財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は次の款（法定財産制）による」（民法七五五条）と定めています。ただし、「婚姻の届出までにその登記をしなれば、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することはできない」（民法七五六条）とされ、「婚姻届出の後は、これを変更することができない」（民法七五八条）とされています。

法定財産制は、「①夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とする②夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する」（民

法七六二条）と、夫婦別有財産制（「別産制」）を原則としています。

法律の文章を読んだだけではわかりにくいかもしれません。

民法七六二条①の「婚姻中自己の名で得た財産」のなかには、有償で取得したもの、すなわち、代価を払って取得したものと、無償で取得したもの、すなわち、贈与や相続など代価を払わないで取得したものの双方を含みます。いずれにせよ、夫と同等に、妻も、財産の取得、管理、処分が自由にできるわけです。

けれどもご存知のように、無償取得のうち贈与については、極めて高率の贈与税が課せられますから、収入を得ていない妻は、たとえ、夫や第三者に恵まれても、財産取得を阻まれることが多いのです。特に不動産等、登記登録を必要とし、公示される財産について

は。

さてはじめに戻り、夫婦財産契約ですが、法定財産制が、別産制を原則としていますから、契約をするとなれば、共有財産制にすることになります。共有制でも、特別の契約がなければ、「各共有者の持分は相均しきものと推定す」（民法二五〇条）と定められていますから、持分の割合を定めることも契約のうちに入るのでしょう。

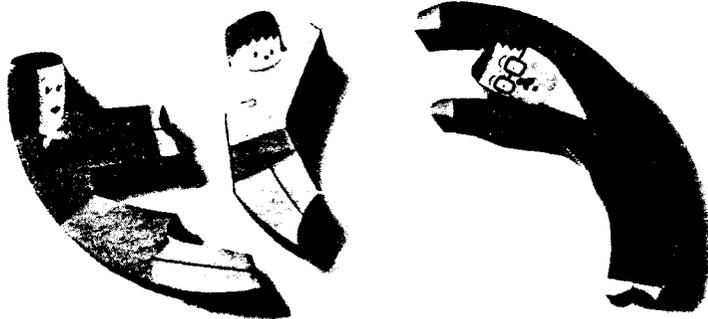
民法が、夫婦財産契約を婚姻前に登記し、婚姻後は変更ができないとしたのは、取引の第三者を保護するためです。その代り、離婚や相続に際しては、持分どおり分割できるわけです。

けれども実際には、この夫婦財産契約はほとんど実行されていません。

たとえば、組合契約（民法六六七条）は、登記など不要で、組合財産は共有とされ（民法六六七条）けっこう活用されています。

したがって、夫婦で、個人商店を経営するなど、婚姻共同生活と経営とが混然一体となっているときは、夫婦財産契約がもつと活かさ

れてもよいのでしょう。けれども一方が稼働せず、無収入の妻の場合には、たとえ夫が同意したとしてもどうしても贈与税の厚い壁に阻まれてしまうので、一般に活用されにくいのでしょう。（つづく）



（「丸テーブルの家族」のカットより）

離婚した親と子どもが会うことについて

アンケートご協力のお願ひ

円 より子

(現代家族問題研究所代表
・ニコニコ離婚講座主宰)

◆離婚件数が年々増え続けると同時に、親の離婚を経験する子どもたちも増えています。昭和五六年には十八万人の子どもたちが親の離婚を経験しました。

◆私は五年間、ニコニコ離婚講座とハンド・イン・ハンドを通して多くの離婚ケースに関わってきましたが、そこで、良かれ悪しかれ多くの子どもたちが、親の離婚にまきこまれていたのを見てきました。そして、離婚の是非を論じるよりも、子どもたちに与える影響を論じるよりも、とにかくもう一歩進めて、子どもたちのために何をなすべきか、どんな配慮が必要かを見つけたことが肝心だと気づいたので。

◆納得のいく形で離婚し、離婚したことを後悔してはいなければ、そ

した親の側の感情論など取るに足らないと気づくのではないでしょうか。

◆子どもには、親が離婚したとしても、どちらの親からも監護養育される権利があります。愛されたい、つくしまれる権利があるのです。

◆私の会った子どもたちは、みんな親に愛されることを欲していました。一緒にくらししている母親に遠慮して、パパに会いたいとは口に出さない子も、パパがどうしているかと案じていました。「パパのことなんか知らないよ」とうそぶく子も実は「父親に捨てられた」という思いに傷ついていたのです。

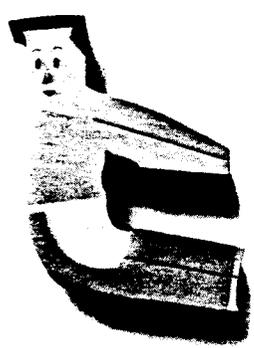
◆子どもたちが親を見限るか見捨てるか、つまり、離婚後も、自分の親として選び直すかどうか、それは子どもたちに任せていいことですが、子どもたちの選ぶ自由を奪って「捨てられた」という思いを抱かせることはやはり避けたいと思うのです。

◆私は、子どものために「面接交渉権」と「養育費」を確保してやりたいと思うのです。それが、子どもにとって自然だと思えるから

です。しかし、まだまだ面接交渉を実施しているケースが少ない。

◆そこで、実施しておられる方々のご協力をぜひお願いしたいのです。アンケート調査によって、面接交渉権が本当に、子どもたちにとって適切な配慮になるかどうか、また、それを実施するにはどんな条件が必要かを考えたいと思います。

◎面接交渉権を実施していらっしゃる方、円より子までご一報ください。お話を聞きに伺うなり、アンケート用紙をお送りします。住所・電話番号を明記してください。◎また、そういう家庭をご存知の方や、アンケート調査のスタッフとして働いてくださる方もご一報ください。



家計簿公開 ②

茨城・Mさん

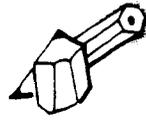
家族構成

Mさん(三五才)

公立小学校教員

長男(八才)

借家住い



経済からみたMさんの生活

概算ですが、家計簿を公開します。

夏、冬はその他にボーナスが入ります。公的扶助は児童扶養手当のみですが、この分は毎月の生活費には当てておりません。私の通信教育費に使ったり、子どものオーバーや、ふだんせいたくをできないものに使います。

養育費(月額二万円)は、銀行振り込みになっていますが、最近

58年9月・Mさんの家計簿

〔収入〕	
給料(手取り)	194,132円
公的扶助(児童扶養手当)	32,500円
養育費(銀行振り込み)	20,000円
計	246,632円
〔支出〕	
①食費	53,632円
②住居・備品	17,000円
③光熱費	6,100円
④被服費	6,000円
⑤保健衛生費	3,500円
⑥教育費	11,000円
⑦教養・娯楽費	3,500円
⑧交際費	9,000円
⑨交通・通信	24,900円
⑩こづかい(旅行積立、親睦会費等)	11,000円
⑪貯蓄	97,500円
⑫雑費	3,500円
計	246,632円
くりこし金	0円

前夫の父親の名前で振り込まれるようになってからは、一切おろしておりません。

以前は、何カ月分かまとまると子ども名義で定額貯金にしています。学費にしようと思つていいます。ですから、現在の収支は、一応私の給料のみでまかなうようにしています。

医療費は、私は健康保険がありますし、子どもも医療券があります。

すので無料ですが、私が五月に交通事故にあいまして、今も通院することがありますが、これは保険がきかず、臨時出費となり、一回八千円も請求されると貯金をおろしてしまいます。

昼食代は二人とも給食です。一カ月三千四百円×二人分です。

ふだんの月は、日用品以外の大きな買い物はしませんので、だいたい給料の範囲でまにあっています。

しかし今月は、事故にあい、損

傷した自動車を買い替えたので、それは夏、冬のボーナスを積立た分から支払わなければなりません。

食事については、疲れた時は外食するようにして、健康第一としています。したがってこの一年は、子どもの方は一度も病院にかからずにすみました。

老後については、共済年金を一万円ぐらい積立しているわけですが、何か他にも一つ入ろうと考えています。

目下、家を建てることを目標に財形積み立てをおこなっています。一万円以上の買い物は、ボーナス時にまわして、一日千円ぐらいの支出をめやすに生活しています。最近では気持ちにもゆとりが出てきたせいか、とかくオーバーすることが多いようです。



ハンド・イン・ハンドは、みなさんがつくる雑誌です。みなさんの日常考えていることや、生活の匂いが伝ってくるような、そんなハンド・イン・ハンドでありたいと思います。お便りをどんどんお寄せください。

経済的に不安はないが
眠れないほどの悩みが……

大阪・さん

「ハンド・イン・ハンド」三〇号をお送りいただきありがとうございます。内容も充実して読んで読みごたえがあり、すみからすみまで三度も読み返しました。ことに金住先生の「女性と財産分与」とKさんの家計簿を見せていただいで、私の場合、とっても恵まれているように思われました。私は看護婦で共働きでしたので、前夫と二人で蓄えた貯金、前夫八百万円、私六百万円、子ども四百万円の合計千八百万円は、慰謝料、養育費を含めて全額私がもらいま

した。(四才の一人息子は私が親権者)
子どもを引き取れば、これ位は当り前だと思っていました。現実には私のような人ばかりではないのです。
現在の開業医に勤務して十八年。給料は手取りで約三十八万です。働いているビルの四階の3DKの部屋に管理もかねて住んでいます。もちろん家賃、光熱費は無料。母からすすめられて、看護婦の資格を取っておいたのがずっと役に立ち、この資格を本当にありがたいと思つたのは離婚してからです。
主人がいなくても、経済的にはまったく心配がなく(父が財産分けをしてくれた土地もあり)今は子どもと二人でのびのびと暮らしています。
就職も思うにまかせず、経済的にも悩んでいらつしやる方達には

本当に申し訳ない思いでいっぱいです。
でも私にも眠れないほどの悩みがあります。このごろ、家に姿のない父親を慕う子どものことです。「面接交渉権」の記事も興味深く読みました。

私の場合、子どものために最近では考え方を少し変えまして、以前はしぶしぶと応じていたものを、今では電話があれば喜んで、弁当など作つて動物園、遊園地、映画などと月に三、四回、相手の希望に応じています。
子どもが幼い間は、このような状態でもよいのでしようが問題はこれからです。色々な事柄を知り年齢になった時、この子はすんなりと自分の置かれてる立場を受け入れ、理解してくれるでしょうか？

もう今から不安で不安で、眠れない夜が幾日も続くことがあります。精神的にまいりそうになると、やたら神社やお寺へお参りし「神さま、仏さま、助けて」と叫んでしまいます。
あまり苦しい時には、やはり離

婚したことをこうかいすることもありません。どんなに辛くても子どものために辛抱すべきだったので……。ちなみに離婚原因は、お定まりの女性問題です。

最近前夫は、女性と別れるから復縁してほしいといい出しています。傷ついた私の心は、決して元には戻らないことを承知で、無神経に話します。

私は今の状態の方がよいのですが(絶対に復縁はしたくない)、果して子どもにとっては……。
高齡出産だったこともあり、子どもは宝のように思います。その子がいつか、父親のいない家庭のことで悩み悲しむのかと思うと、たまりません。母子家庭であることが、子どもにも与える影響をぜひ教えてください。

購読方法

- ・購読料は年間二〇〇〇円
- ・振込先 第一勧銀原宿支店
- ・総合口座 一〇四七七一九
- ・「ハンド・イン・ハンド」名義
- ・住所を変更された方、姓の変わった方、必ず事務局までお知らせください。

さんへの手紙の回答

さんへ

あなたのお手紙を読んで驚きました。私が月刊カドカワの六月号に書いた小説「佇む妻たち」の主人公とケースがよく似ているからです。

彼女も別れた夫と会う子どもにつきそっていつて、彼から復縁を迫られます。でも決してそんな気持ちになれない彼女は「この人は何もわかつちやいない」とつぶやくのです。どうぞ、図書館でも借りて一度読んでみてください。

そして、子どもの問題ですが、子どもがいつか父親のいない家庭のことを悲しみ悩むと決めてかかっておられますね。それはあなたの思いすごしです。子どもたちは時々会う形を受け入れてくれるはずです。

但し、夫婦の問題で別れたのだということ子どもたちに理解させることが必要です。何より、別れた夫にも、復縁を迫るような無神経なことは子どものためにならないとわかつてもらうことが肝

心でしょう。

こうしたことについては、十一月一日発売の「円テーブルの家族」(文化出版・九五〇円)に詳しく書いています。ご参考になると思っています。

円 より子

精神の自由は、物質でははかれない

大分・さん(六三才)

八月から十月、ハンド・イン・ハンドを何の便りよりも待っていました。

別居六年。一方的な私よりの申出と家を出たことに対する後悔は今まったくありません。結婚生活二八年、長男、次男はすでに結婚。末子の長女(二六才)の結婚までは、子どもには古い考えだといわれますがこのままの状態におこうと考えています。

保険の仕事(外務)を始めて七年になります。生活は不安定ながら年金もつき、退職しても希望の持てる現在となりました。で

私の場合、仕事を持っていたこともありますが、精神的なものも物質的なものは秤にはかけられません。物質・金銭とこだわっているは今よりもっとイヤなものが残っていたと存じます。娘や息子は親父さん宅へ常に行き来しています。私は一切、父親

も私の身辺でも、離婚してこの仕事に入る方の何と多いことでしょう。十月号でも、仕事で迷っている方のことがありましたが、この道十七年の者として、この仕事は根性さえあれば必ずやり通せるも

のと存じます。

家を建て、子どもの教育も終え、その間に夫の失業四回、舅姑を見送り、末娘の成人を迎えて、身一つで家を出ました。

身軽で、これもまたよいものです。離婚届も近い中に郵送するつもりです。



前略
お手紙
ありがとう

のことに關しては何もいわず通してきました。父親はこの世で一人ですから……。

また老後を案じていないといえ、ばウソになります。ボヘミアン的な考えと行動であれば、自分の行き先はジブシーみたいなもの、何処の地で骨をうずめるやら……。

大きな気持ちでいれば、地球上の一粒の泡、自然消滅もよいと思つていきます。

新生ハンド・イン・ハンドおめでとう！

朝晩すっかりお寒くなりました。旅館業には、つらい冬を迎えようとしていきます。

このごちはハンド・イン・ハンドをお送りいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

信州にも支部ができそうで、よかったですね。いろいろの点で、ご協力できることがあれば、どうぞ言いつけてください。

お互いに、持てる力を出しあいながら、よい社会をつくってまいります。 (次頁へつづく)

長野県の佐久で「歴史をひらく自立の家」を主宰している佐々木郁さんからもお祝いのお手紙をいただきました。旅館の女将でもある佐々木さんは、家裁の調停員、地域活動、電話相談等と活躍です。歌集「ゆめ」ほか著作も多数。

HIH告知板

※第四九回ニコニコ離婚講座

〔期日〕十一月十九日(土)

午後一時半/四時半

〔場所〕東邦生命ビル・九F

〔渋谷駅東口徒歩五分〕

〔テーマ〕・「離婚と子ども」アメリカ

カの取材報告 円より子

・「必要な法律と手続き」

吉岡睦子弁護士

〔参加費〕千円

※ハンド・イン・ハンドの会

※東京の会 十一月十七日(木)

新大手町ビルサンパティックサロン

午後六時半から。電話予約要。

※大阪の会 十二月二日(金)

円も出席します。予約先電話番号

※八王子の会

三十号でお知らせした、ハンド

・イン・ハンド八王子支部のツゆ

つくり食事をする会は、円さん

金任先生をおむかえして、十月七

日、さん宅で初めての会が開

かれました。

この日のメニューは、さん

が腕によりをかけた松花堂弁当。

プラスなんと松茸ご飯にお吸い物。

そして窓辺にはあふれんばかりの

コスモスと心にくいまでのテーブル

・セッティング。出席者一同か

ら、おもわず驚嘆の声がありが

ました。(カラー写真でご紹介でき

ないのが本当に残念です)

x x x

作るのも食べるのも大好きで、

手を抜かないのが取柄と自他共に

許していた私が、通りすがりの店

で残りものを買い、食欲を満たす

だけの食事作りしかできない苦し

さから支え出して、やっとな自分の

味を取りもどしました。

どんなにお金を払っても買えず、

招かれた折には目にふれることの

ないお菓料理。たつぷり時間をか

けて作る家庭料理の味を、楽しい

おしゃべりと共に召し上がって

ください。(日記)

〔日時〕十一月二十日(日)十二

時/四時

〔場所〕八王子市・一宅

〔費用〕千円、飲物は実費

(今月は三日がかりで煮込むカ

レーの会を予定しています。ふ

るってご参加ください)

〔予約・問い合わせ先〕

春合宿、まだ定員に余裕があり

ます。だいたい先のことなので予

定が立てにくいかもしれませんが

絶対に太鼓判の有意義な会です。

なるべく早く、ハガキで円より子

宛に申し込んでください。

住所・名前・年齢・電話番号を

明記のこと。(費用五千円程度)

編集後記

手書きのハンド・イン・ハンド

に慣れ親しんだみなさんの、活字

アレギーを心配しましたが、さ

っそく助ましのお手紙をいただき

とてもうれしくなりました。

それぞれに事情がおありのこと

と思いますが、原則としてハンド

・イン・ハンドではあえて本名を

出させていただきます。特に匿名

を希望される方は、その旨、お知

らせください。

労働省が国会に提出を予定して

いる「男女雇用平等法」に日経連

は反対声明を出す方針だそうです。

そうでなくても離婚女性にとっては

能力とは無関係に就職の困難さが

最大のネックだというのが、男女の

格差は当然なんて許せない。(M)

